

秋の全国交通安全運動

= 期間 9月21日～30日 =

薄暮時の歩行者と自転車利用者の交通事故防止

この季節は、日没が早まることや秋の行楽などがさかんになることから、交通事故が多発しております。

薄暮時の歩行者・自転車利用者（特に子どもと高齢者）には十分注意して、安全運転をしましょう。

また、秋の行楽に出かけるときは「脇見運転」「スピードの出し過ぎ」等に注意するほか「疲れたときには早めに休憩する」などして、安全運転に努めましょう。

シートベルトは

あなたとあなたの大切な人の命を守ります！

平成18年中の自動車乗車中に交通事故で亡くなった方のうちの約半数（51.3%）がシートベルトを着用しておらず、特に、後部座席は、運転席及び助手席に比べ着用率が低く（後部座席の死者数の84%が非着用者）、シートベルトをしていればかなりの命が助かったであろうと推測されます。

また、いくら自分が安全運転をしていても「もらい事故」の被害を受ける恐れもあります。

必ず「シートベルト」を着用しましょう！

問い合わせ先

総務課総務グループ（☎2-2451）

町民交通傷害保険

昨年の9月から加入申し込みを受けた「町民交通傷害保険」は、9月30日で期限が切れます。

今年度分の申し込みは、9月1日から始めますので、万一の事故に備えて、家族ぐるみの加入をおすすめします。

加入資格

町内に居住し、住民登録をしている方なら、どなたでも加入できます。

保険期間

毎年、10月1日から翌年の9月30日までの1年間。（中途加入もできます）

保険料（掛金）

1口につき、ひとり360円（1年分）で2口まで加入できます。中途加入は、月割30円になります。

保険見舞金の額（2口加入の場合は倍額）

傷 害 の 程 度		見舞金額（1口）
死	亡	1,000,000円
失明、片手、片足を失った時		1,000,000円
治療期間	6ヵ月以上	120,000円
治療期間	5ヵ月以上 6ヵ月未満	90,000円
"	4 " 5 "	70,000円
"	3 " 4 "	50,000円
"	2 " 3 "	30,000円
"	1 " 2 "	20,000円
治療期間	1週間以上 1ヵ月未満	10,000円
治療期間	1週間未満	5,000円

忘れていませんか？ 平成19年度介護保険料（普通徴収／第2期分）

普通徴収第2期分の納期限は8月31日

初秋の風がさわやかな9月に入りましたが、平成19年度介護保険料の納付を忘れていない方はいませんか。

普通徴収（個別納付）の方は、すでに介護保険料第1期・第2期分の納期限が過ぎていきますので、もう一度納付書をご確認願います。

ぜひ、みんなの老後をみんなで支え合うため、介護保険料の納入にご協力ください。

滞納者には督促状を発布

納期限が過ぎても保険料を納付されていない方には、督促状を発布いたします。

督促状が発布されると督促料（100円）がかかりますので、お心当たりの方はご注意願います。

特別徴収は年金から

保険料の徴収方法が特別徴収（年金から天引き）の方は、通知された金額を年金支給時に差し引かれることになっており、個別納付や個人的な手続き等は必要ありません。

便利な口座振替を

各郵便局、銀行、農協、漁協等の金融機関で、介護保険料の口座振替ができます。手続きは簡単にできますので、ぜひご利用してください。

《必要なもの》

①介護保険料納入通知書 ②通帳 ③通帳使用印

【問い合わせ先】

町民課健康福祉グループ（☎2-2453）